

議 事 録

会議の名称	令和6年度岩倉市障害者計画推進委員会
開催日時	令和7年2月21日午後2時から午後3時50分まで
開催場所	岩倉市生涯学習センター 研修室1
出席者	大藪委員長、伊藤委員、石黒委員、長崎委員、犬飼（直）委員、 関戸委員、久木委員、小倉委員、夏江委員、稲垣委員、井上委員、犬飼 （賢）委員、坂野委員、安江委員、山中委員 （欠席委員：浜田委員）
会議の議題	(1) 障がい者計画の令和5年度実績及び計画期間を通じた評価について
議事録の作成方法	<input checked="" type="checkbox"/> 要点筆記 <input type="checkbox"/> 全文記録 <input type="checkbox"/> その他
記載内容の確認方法	<input checked="" type="checkbox"/> 会議の委員長の確認を得ている <input type="checkbox"/> 出席した委員全員の確認を得ている <input type="checkbox"/> その他（書面収集した意見書をまとめている）
会議に提出された資料の名称	・ 岩倉市障害者計画推進委員会委員名簿 ・ 第5期岩倉市障がい者計画の施策体系 ・ 第5期岩倉市障がい者計画進捗状況シート
公開・非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開
傍聴者数	0人
その他の事項	

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）
<p>1 あいさつ</p> <p>委員長：障害福祉の分野では、最近では事業所の不祥事が気になっています。それも利用者の人権を侵害するような状況が報道されています。事業所の倫理観もあると思いますが、サービスを見守る市民、成年後見制度につなげる等の取り組みを通じて障がいのある方が安心して暮らせる岩倉を目指していければ良いと思いますので、よろしく申し上げます。</p> <p>2 議題</p> <p>(1) 障がい者計画の令和5年度実績及び計画期間を通じた評価について</p> <p>事務局：昨年度この委員会では第6期の岩倉市障がい者策定していただいた。今回審議いただくのは、平成30年度から令和5年度までの6年間を計画期間とした第5期の岩倉市障がい者計画となる。計画期間が完了したことに伴い、最終年度である令和5年度の実績と、計画期間である6年間を通じた実績についてご審議いただく。資料として使用する第5期岩倉市障がい者計画進捗状況シートをご覧ください。この資料では、第5期岩倉市障がい者計画について、市の各課で取り組むこととした具体的な施策について</p>

て、令和5年度の実績と計画期間6年間を通した評価を記載している。資料の左から、評価を受ける取組が属する施策の名称、具体的な施策と続いて、具体的な取組、その内容、令和4年度の実績、令和4年度の実績に対する課題と今後の方向性が記載されている。次に、今回審議いただく令和5年度の実績の記載があり、計画期間を通した評価、評価の理由が記載されている。計画期間を通した評価については、二重丸が順調に取り組むことができた、丸が概ね順調に取り組むことができた、三角が十分にに取り組むことができなかったという評価となっている。これらは担当課で評価し、記載しているので、この評価などについて、ご意見、ご質問などをいただきたい。議事の進め方については、項目が117番まであり、逐次説明していると長時間になるので、資料のページ毎に記載してある項目全体についてご質問、ご意見をいただくという形式で進めさせていただきたい。

委員長：事務局の説明、議事の進め方について意見・質問はあるか。特になければ事務局の説明にあったように議事を進める。

事務局：(第5期岩倉市障がい者計画進捗状況シート 1ページ目について説明)

委員：1ページ目の車椅子駐車場の啓発に関する項目について。継続的な実施による周知を図ることができたとある。私はスーパーによく行くが、入り口が車いす対応の駐車枠になっている。しかしながら必要がない人が止めているようにも思う。民間施設に対する周知啓発はどうか。

事務局：市では、市民団体であるユニバーサルデザイン研究会が中心となって啓発している。漏れなくできているということではないが、継続的な周知で広がり期待したいということでのこの評価とした。

委員：利用者の意識を変えてもらうということが重要。市民プラザの駐車場は事務所から見えるので確認して注意したことはある。

委員：障がい者用駐車場の数が少ない。どこの店でも2台、3台程度。もう少し増やしても良いのではと思う。これはおかしな話ではあるが、車に車いすマークを貼っておくとそうした駐車場に止めても良いという誤解がある。駐車場を増やすことや、そうしたルールに反した駐車に対して何かあってもよいのでは。

委員長：障がい者用駐車場の数の問題はどうか。

事務局：具体的な数という方針はない。先ほどの車いすマークについてはシンボルマークであり、制限がない。使われる人のモラル。外形上わからない障がいもあるので、周囲の人の理解なども問題かと思う。

委員長：市民の意識を変えていく必要がある。理解の促進というところも必要かと思う。

委員：警察に聞いたら罰則はないとのこと。障がい者駐車場は徐々に変わりつつあり、他県は専用の駐車場を作っているところがある。管内放送で周知するところもあるが、やはり強制力はない。最近は障がい者専用の駐車場として設け、受付で障害者手帳を見せ、手続きした場合にのみ無料となるような駐車場が増えてきた。公的な制約はないようで

ある。やるとしたら有料化するというところである。

委員：大人の心は変わらない。そこで福祉教育、生涯学習が重要となってくる。子どもたちにはそういったところを伝え、心を育てていかなければならない。ある程度は有料駐車場などの強制力が必要では。

委員：障がい者用駐車場が良いというが、障がい者専用の駐車場だということを店の方でも放送をかけている。結局利用者のモラルの問題なので解決は難しい。自分は駐車許可証を持っていて、運転席にかかげるということがある。テレビでやっていたが、健常者が家族のものを利用していることがある。それで罰金をとられたということが紹介されていた。利用者のモラルを高めることが重要。私が駐車許可証を掲げて停車させていても周囲からは違う目で見られることもあるが、やむを得ないことだとも思う。一方で周知がされてきて、だいぶ良くなってきたとも思う。他県に行くとき、ドライブインなどでも必ず障がい者用駐車場を作っているが、満員となっているときは空くの待っているか、通常の駐車場に停めて、同乗者に手伝ってもらわなくてはならない。事業者が放送かけても聞かない。下手に声をかけるとトラブルになるので躊躇する。市役所の駐車場でも守られていないことがある。計画の中で掲げ、前よりはよくなったと思うが、行政には話だけにしてもらわなくてはならない。

委員：障害者差別解消法における合理的配慮について。昨年の4月から事業者において義務化された。行政も一生懸命やっている。障害者連絡協議会についても合理的配慮については積極的に先生を読んで勉強している。また、集まりをやって反応などを振り返ることをする。障害者連絡協議会は3障がいに関する人が集まる。自分のことはわかるが違う障がいのことを理解できる場としてやっている。計画では周知としてHPに載せているとあるが、ただ載せているというような載せ方だと思う。障害者連絡協議会のHPを作ってどういったような記事しようか検討している。

委員長：市でHPのアクセス数のデータはあるか。

事務局：現状で統計的なデータは持っていない。

委員：一般市民が理解できるような周知をしてほしい。

委員：コミュニケーションボードについてはどれくらい活用されたのか。分かれば教えてほしい。

事務局：利用したという回数などは集計していない。選挙などで活用できるようにしてある。

委員長：まずは配置し、利用できるようにしてあるということ。是非活用してほしい。

委員：福祉実践教室において要約筆記の手伝いをしていた。後から聞いたが、要約筆記に限らず福祉実践教室のカリキュラムが各校でばらつきがある。プライオリティがどう設定されているのか。統一するのがよいか、どうも学校に任せられているという印象がある。

事務局：学校教育課の所管であるが、学校単位での構成をしている。

委員：福祉実践教室では、小学校で教えている人が中学校でも教えてしまうことになり、同じようになってしまうことがある。違う人にしようとしたこともある。社会福祉協議会

で内容をチェックする等して同じような内容にならないように調整してほしい。視覚障がいに関する講義は別にしようとしている。

委員：福祉読本というものがあり、それに基づいて福祉実践教育をしている。福祉教育という形で学校によって異ならせることはあるとしてやっていただいている。重複してもよいのではと思う。福祉の啓蒙をしていくということで、同じ形でやってもよいのでは。

委員長：講師が変われば違う話が聞けると思うので、ぜひ取り組んでほしい。

委員長：18番当事者団体の見える化の促進。順調に取り組んでいるとあり、根拠も書いてはあるが、どんな変化があったか教えてほしい。

事務局：広報で手話の紹介ページ、団体の紹介ページを設け、メール、SNSで行事を紹介するケースもある。

委員：ボランティアについて、支援の事例で、特別支援学校を卒業した知的障がいのある人が手話に興味があるということで、ボランティアをやっているところを探した。手話の講座に参加できるかどうかという話になり、詳しくは分からないが、難しいのではないかとということでその人は諦めた経過がある。障がい者を支援するボランティアの中に障がいがある人が参加することもあるので、受け入れの幅を増やしてもと思う。

委員長：ボランティアに参加したという思いがあっても、障がいがあるということで止められると非常にもったいないと思う。まずはやってみることが重要で、幅広い受け入れが望まれる。ボランティア団体も変わっていく必要あると思う。

委員：市内の計画相談支援事業所が1事業所閉所するとのことであるが、現状その事業所を利用している人が今後どうなるのか不安であるが、市はどのように対処するのか。

事務局：障害福祉サービスを利用するための計画相談支援事業所については、年度末で1事業所が閉所すると聞いている。現状その事業所を利用している利用者については、岩倉市地域自立支援協議会の相談支援部会で話し合い、市内の相談支援事業所で引き受けたり、岩倉市基幹相談支援センターの援助の下、セルフプランに移行する等で対応していく。

委員長：42番の成年後見制度の利用支援というところで、報酬助成は市長申立に限っているため、後見人の選任に困難さがあると記載があるが、制度としては引き続き同様の要件で実施していくのか。

事務局：現状の要件で実施していく。

委員長：市長申立以外の人でも経済状況を見ながら拡充ができないかと思ったので、確認した。

委員長：48番のところで、健康診査も国も力を入れている。より支援が必要なところであり、手厚くということだと思っている。政策の動きもあると思うので、充実を願う。

委員：訪問指導の充実のところ、5年度の実績は0であるが、おおむね順調に取り組んでいるとなっている。評価の理由を知りたい。

事務局：この項目の制度を利用したという実績が0であるということだが、健康課の地域担当が訪問することや、基幹相談支援センターや地域包括支援センターにおける相談対

応、訪問看護等の利用もあり、他制度の充実により利用にまで至らなかったという認識で、この項目の趣旨としては概ね順調に取り組んでいるという評価となるということで理解いただきたい。

委員：52番について、実績はないとのことだが、仮に運用された場合、実施主体はどこになるのか。

事務局：家庭を訪問しての訪問指導に関する項目であるが、これは保健センターであるとか、地域包括支援センターであるとか、基幹相談支援センターであるとか、状況に応じて必要な機関が訪問指導するということである。

委員：訪問するだけではなく、訪問して得た状況によって医療機関に繋ぐなどのアウトリーチができる体制となっていた方がよい。

事務局：訪問等により得られた情報については、必要に応じてケース会議等を開き、共有をし、必要に応じて医療機関に繋げるといったことも実施している。

委員：歯科衛生士による訪問口腔指導の充実についても実績が0となっているが、これまで実施したことはあったのか。

事務局：0件はここ数年の状況であると聞いている。問い合わせがあるとの記載もあるので、周知されてきていると考えている。

委員長：保護者に対する支援に関する項目で、継続的な支援システムの構築という項目がある。この点はどうか。

委員：継続的な支援を行うためには教育支援計画が必要であるが、出てこない場合がある。乳幼児から療育しようというのであれば、教育支援計画を引きついでいただきたい。インクルーシブ教育を行うのであれば、計画に基づいて必要なことを継続的に繋いでほしい。保護者が何度も同じことを言わない良いようにしてほしい。

委員長：続いて就労の促進、職場における合理的配慮の推進の項目である。まずは、就労移行支援事業所の参入促進の評価結果は△となっているが、この点に関し、今後の市の動き等があれば教えてほしい。

事務局：事業所の参入に関しては行政だけで解決できる部分が多くないという認識をしている。B型事業所等他の業態の参入はあり、そういったものは具体的なニーズを前提に参入していると考えているので、今後就労移行支援に関してのニーズがあるのであれば、一定程度求めていく必要はあると思う。

委員：就労の支援に関して、就労の継続ということが非常に難しい問題のような印象を持っている。企業への就職が決定して、長期間継続して就労できているのかということについて状況はどうか。

事務局：就労移行支援等を利用して就職した人のその後の状況ということに関して、手元に統計的な資料がないため、即答はできない。

委員長：市内の事業所ではどうか。

委員：市内の生活介護事業所であるが、B型事業所に移る人はいるものの、一般企業に移る

人の把握はしていない。

委員：市内のB型事業所だが、利用者には比較的重い人が多い。一般就労につながった人は最近いない。就労しても続かない人もいる。市内にB型事業所はここ数年でかなり増えた。目標は一般就労というサービスなので、そうなればよいと思う。

委員：市内には就労移行支援事業所がなく、希望者は近隣市の事業所に行くこととなる。最近、A型事業所の状況が厳しい。一方でB型事業所は増えている。B型事業所から一般企業へ就職する人は少ない。就職したとしても継続しなければならないので、バランスが難しい。11ページにあるが、障がい者雇用の啓発というところで、ハローワークをみると市内の障がい者求人が少ない。就労センターとしては企業の支援もできる。アドバイスもできると思う。他市町だが、大口町の企業は積極的で町と連携をして障がい者雇用に取り組むということもある。そういった制度につなげることもセンターの役割と認識している。就労移行支援の体験、職場体験、見学は増えているので、依頼もセンターを通じてでよいのかと思う。合理的配慮に関しては、受診の重要性については、会社の理解は進んでいる。受診を理由とすれば休みも取りやすい。配慮をお願いしたいということをお知らせして会社に伝えて、会社とすり合わせできるという部分が大事だと思う。本人だけでは難しいそうしたところをセンターで支援ができればと思っている。今後岩倉市でも障がい者雇用が増えた方がよいのではと思う。

委員：就労支援について、親たちの話を聞くが、生活介護等を利用するようになると、親が子どもに働かせようという気がなくなってしまう。自分も職場を変わっているが、自分で生きていこうという教育が今は難しい。生活介護に通っていても勤めに耐えうる人もいる。送り迎えができないのが課題。就職していても親が心配して辞めるようなこともある。自分でやれることはやらせなければならないと言っている。教育も非常に難しい。

委員長：災害時に関して、個別避難支援計画の策定というところで、どれくらいの人が策定されているか。

事務局：手元に資料がなく、回答できない。

委員長：支援者の協力も必要なところで、策定が困難なところもあるが、是非進めてほしい。

事務局：本市では、まず避難行動要支援者名簿の作成について、事前に配付する名簿への登載の同意をいただいております。更に踏み込んだところで個別避難支援計画について、策定を希望された人について策定し、関係機関と共有するという形で取り組んでいる。

委員：避難所の関係に関連して、市が令和5年度に各戸にハザードマップを配布した。その際、視覚障がい者団体が音声版を要望した。令和5年度末に1年かけて音声版を作ってもらった。非常に好評だった。一方で、そのハザードマップに記載されている避難所に問題がある。ハザードマップには、一旦全体の避難所に集まってくださいと書いてあるが、障がい者にとってそこまで行くのは大変ということは知っていると思うが、集まった避難所で行先を振り分けると書いてある。周囲に聞いたら、そんな2度手間でも必死で行ってそこから振り分けられる、だったら私は行かないということで自宅で避難を選ぶ

ということをする人が大半であった。支援の手が入らないとしても避難所行くよりも良いということである。障がい者に関する避難所は具体的に設定されていない。高齢者については市内施設と協定を結んだとのことである。

事務局：福祉避難所は発災後直ちに設置するものには今はなっていないので、担当課とも今後協議していく。

委員：視覚障がい者が外出する際の安全確保は3つある。ガイドヘルパー等の人、盲導犬、白杖である。近隣市町は白杖の歩行訓練を提供していて、岩倉市はこれまでなかった。そこで視覚障がい者の団体で市民活動助成金を活用して昨年歩行訓練会を開催した。自分は40年近く白杖を使っているが、初めて使い方を習った。今回、岩倉市が歩行訓練の提供を4月からやることになった。ソフト面の整備は進んでいる。一方でハード面はまだなかなか進んでいない。自分の居所の周辺にガードレールがあるが、内側を歩いている人を見たことがない。ガードレールの内側が側溝の蓋になっており、空いている穴に足を取られてしまう。自分も怖いと思っている。市役所の周りのガードレールは廃止されて歩きやすくなった。ガードレールを何とかしてほしい。また、駅前の点字ブロックが途中で切れている。視覚障がい者はエレベーターの前に誘導されてもエレベーター利用できないので、階段に誘導するよう補修を求めたが、未だ補修されていない。市役所の中の点字ブロックもエレベーターに誘導されてしまうと視覚障がい者が使えないので、検討してほしい。

委員長：今回、第5期計画の振り返りであった。今年度からの第6期計画においてどういうところを取り組んでいくのかという部分を確認する時間になったかと思う。

(午後3時50分終了)